おくやみハンドブック

～ご遺族のためのしおり～

ご遺族の方へ

このたびのご親族さまのご不幸、謹んでおくやみ申し上げます。

身近な人が亡くなられた後の手続きについては、亡くなられた方によって必要な手続きが異なり、中には複雑なものも含まれ、ご遺族さまの大きな負担となっております。

このおくやみハンドブックが、皆さまのお手続きの一助となれば幸いです。

手続きで必要となる持ちものを
必ずご確認ください（１、２ページ）

市役所内のさまざまな手続きを総合的にご案内する「おくやみコーナー」をご利用いただけます。
ご利用にはご予約が必要です。

ご予約は電話または直接来庁のみの受付となります。

☎０４７９－７３－００８６　※市民課直通

（予約受付は、平日８時３０分～午後５時）

【予約時間帯】　午前：９時、１０時３０分
午後：１時３０分、３時

【 場　所 】　市役所　１階 市民課内

※ご予約は相談日の閉庁日を除く３日前までにお願いします。
※ご予約いただいた方を優先してご案内しております。
ご予約の状況によっては、ご案内できないことがありますので、ご了承ください。
※「おくやみコーナー」ですべての手続きが完結しない場合もあります。
※野栄総合支所でも、一部を除き「おくやみコーナー」で行っている手続きを行えます。（支所については、予約不要です。）

手続きの際には、窓口で本人確認をさせていただきます。

匝瑳市

おくやみコーナー　持ちものチェックリスト

この持ちものチェックリストは「亡くなられた方のもの」と「来庁される方（ご遺族、ご親族など）のもの」に分かれています。該当するものをお持ちください。
もし見つからないものがあっても手続は出来ますのでご安心ください。ただし、来庁時に手続きが完了しない場合もありますのであらかじめご了承ください。

チェック		お持ちいただくもの（お手元にあるものをお持ちください）
亡くなられた方のもの	□	マイナンバーカード（写真付き・プラスチック製）又は通知カード（緑色・紙製）
	□	住民基本台帳カード
	□	印鑑登録証（水色・プラスチック製）
	□	国民健康保険資格確認書等 ※世帯主が死亡された場合で、同じ世帯の中に国民健康保険の加入者がいる場合は国民健康保険加入者全員の資格確認書等をお持ちください。
	□	後期高齢者医療資格確認書等
	□	限度額適用認定証（国民健康保険・後期高齢者医療）
	□	限度額適用・標準負担額減額認定証（国民健康保険・後期高齢者医療）
	□	特定疾病療養受領証（国民健康保険・後期高齢者医療）
	□	年金証書（国民年金）
	□	介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証
	□	通所受給者証（障害児）
	□	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（返還する前に念のためコピーを取っておいてください。）
	□	障害福祉サービス受給者証
	□	自立支援医療受給者証（精神通院）
	□	重度心身障害者医療費助成受給券
	□	児童扶養手当証書
	□	犬鑑札

チェック		お持ちいただくもの（お手元にあるものをお持ちください）
来庁される方（ご遺族、ご親族など）のもの	□	認印（喪主、相続人代表（※欄外参照））
	□	来庁される方の顔写真付き本人確認書類 （運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど）
	□	預貯金通帳（喪主） ※亡くなられた方が国民健康保険（後期高齢者医療）に加入していた場合は、喪主の預貯金通帳と喪主であることが確認できる書類（葬儀の領収書、会葬礼状等）をお持ちください。
	□	委任状（手続きを代理で行う場合） ※死亡に伴う手続きは、法令等で手続きできる親族の範囲が異なるため、場合によっては委任状が必要となります（年金の手続きを代理の方が行う場合は年金専用の委任状が必要です。）。
	□	印鑑登録証（水色・プラスチック製） （市役所以外の手続きで【印鑑登録証明書】が必要な場合に必要です）
	□	児童手当の受給者が亡くなられた場合は、事前に子育て支援推進課（0479-74-3245）までお問合せください。

チェック		お持ちいただくもの（お手元にあるものをお持ちください）
	□	おくやみハンドブック

【相続人代表】
　相続人代表とは、各種手続きの通知先等として法定相続人を代表していただくものです。所有権や相続割合を決めるものではありません。

市役所（おくやみコーナー）で行える手続き

分類	チェック	手続・項目	死亡日からの手続期限	対象者（亡くなられた方）	手続に必要なもの等	担当課
保険・年金	□	**国民健康保険資格確認書等の変更又は返却**	―	国民健康保険加入者	○国民健康資格確認書等 ○窓口に来られる方の本人確認書類及び印鑑	○本庁１階　市民課 ☎0479-73-0086 ○野栄総合支所 ☎0479-67-3111
	□	**国民健康保険の葬祭費の申請**	葬儀を行った翌日から２年以内		○喪主の印鑑 ○喪主の振込口座 ○会葬礼状又は葬儀の領収書	
	□	**資格喪失届及び後期高齢者医療資格確認書等の返却**	―	後期高齢者医療被保険者	○後期高齢者医療資格確認書等 ○窓口に来られる方の本人確認書類	
	□	**後期高齢者医療の葬祭費の申請**	葬儀を行った翌日から２年以内		○喪主の印鑑 ○喪主の振込口座 ○会葬礼状又は葬儀の領収書	
	□	**国民年金被保険者の死亡届及び給付請求**	手続きの種類によって異なります	国民年金加入者	手続の種類によって異なりますので、詳しくは右記の担当課にお問い合わせください。 ※請求者の住民登録地での手続きとなります。	
	□	**国民年金受給者の死亡届及び未支給請求**	５年以内	国民年金のみの受給者		
税金	□	**市県民税納税通知書等の送付先設定** **[本庁でのみ実施]**	すみやかに	市県民税が課税されている方	―	○本庁１階　税務課 ☎0479-73-0087 ○野栄総合支所 ☎0479-67-3111
	□	**国民健康保険税納税通知書等の送付先設定** **[本庁でのみ実施]**	すみやかに	国民健康保険税が課税されている方	―	
	□	**固定資産税の相続人代表者指定届の案内について** **[本庁でのみ実施]**	指定の期間内	固定資産（土地・家屋）の所有者等	―	
	□	**未登記家屋名義変更届の案内について** **[本庁でのみ実施]**	―	未登記家屋をお持ちの方	○相続関係書類等 ※ケースにより必要なもの・手続が異なります。事前にお問い合わせください。	
	□	**125cc以下のバイク・小型特殊自動車（トラクター等）、ミニカーの名義変更や廃車** ※普通車、125cc超のバイク及び軽自動車は、市役所以外の主な手続きをご覧ください。	30日以内	所有者	○窓口に来られる方の本人確認書類（個人番号カード・運転免許証等） ○ナンバープレート ○標識交付証明書（お手元にない場合はご相談ください。）	
	□	**口座振替登録口座の変更又は廃止の案内について**	すみやかに	市税等の口座振替を利用していた方	○新たに申込される方の預貯金通帳 ○納税義務者の印 ○通帳の届出印 ※市役所では、ご案内のみとなります。手続きについては、取り扱い金融機関へ直接お申し出ください。	
高齢者関係	□	**介護保険被保険者証の返却**	―	○65歳以上の方 ○40歳から64歳までで介護認定を受けていた方	○介護保険被保険者証 ※紛失等の場合は不要	○本庁１階 高齢者支援課 ☎0479-73-0033 ○野栄総合支所 ☎0479-67-3111
	□	**各種認定証等の返却** ・負担割合証 ・負担限度額認定証 ・社会福祉法人等利用者負担軽減確認証	―	左記の交付を受けていた方	○交付を受けていた認定証等 ※紛失等の場合は不要	
	□	**介護保険通知文書宛名変更の申請**	―	介護保険被保険者	○申請者（家族）の印鑑	
	□	**介護保険高額介護（介護予防）サービス費の支給申請**	―	介護保険高額介護（予防）サービス費支給対象者	○相続人代表者の振込先口座の通帳 ○相続人代表者の印鑑	
	□	**緊急通報装置の返却**	―	左記の貸与を受けていた方	―	

市役所（おくやみコーナー）で行える手続き

分類	チェック	手続・項目	死亡日からの手続期限	対象者（亡くなられた方）	手続に必要なもの等	担当課
福祉	□	**身体障害者・精神障害者保健福祉・療育手帳返還届**	―	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持していた方	○印鑑 ○お持ちの手帳 ○窓口に来られる方の本人確認書類（運転免許証・個人番号カード等）	○本庁１階　福祉課 ☎0479-73-0096 ○野栄総合支所 ☎0479-67-3111
	□	**福祉手当（特別障害者手当・障害児福祉手当）死亡届**	14日以内	特別障害者手当、障害児福祉手当を受給されていた方	○印鑑 ○窓口に来られる方の本人確認書類（運転免許証・個人番号カード等） ※そのほか未支給分がある場合は、別途書類が必要となりますので、事前にお問い合わせください。	
	□	**重度心身障害者医療費受給資格喪失届**	―	重度心身障害者医療費受給者証を所持していた方	○印鑑 ○窓口に来られる方の本人確認書類（運転免許証・個人番号カード等） ※現在支給申請中又は申請予定があれば、別途書類が必要となりますので、事前にお問い合わせください。	
	□	**自立支援医療**	―	自立支援医療（精神通院医療）を受給されていた方	○お持ちの受給者証	
	□	**難病療養者給付金受給資格等喪失届**	亡くなった年の年度内（３月に亡くなった場合は次年度の９月まで）	匝瑳市難病療養者給付金を受給されていた方	○印鑑 （前回報告より後に医療機関を利用していた場合、以下も） ○医療費受給者証等の写し ○相続人の本人確認書類（運転免許証・個人番号カード等） ○相続人の振込先口座の通帳	
子ども関係	□ □	**児童手当未支給の請求 新受給者による請求　等**	亡くなった月内又は亡くなった翌日から15日以内	受給者	○請求者名義の預金通帳 ○請求者の健康保険証の写し ○児童名義の通帳 ○本人確認書類（①個人番号カード　②免許証等の身分確認書類及び通知カード等の番号確認書類）	○子育て支援推進課（市民ふれあいセンター内） ☎0479-74-3245
	□ □ □	**児童扶養手当 ひとり親医療変更届 特別児童扶養手当変更届 等**	亡くなった月内		事前に右記の担当課にお問い合わせください。	
	□	**世帯状況変更届**	亡くなった月内	保護者（認可保育所等へ子どもが入所している方）	―	
	□	**子ども医療費受給資格喪失届**	14日以内	高校３年生までの生徒等	○印鑑 ○子ども医療費受給資格者証 ○領収書（県外で医療機関を受診された時）	
	□	**学齢児童生徒異動届（保護者変更）**	―	小・中学生の保護者	―	○学校教育課（市民ふれあいセンター内） ☎0479-73-0094
	□	**放課後児童クラブ受託料・放課後子ども教室負担金口座振替登録口座の変更の案内について**	―	小学生の保護者	○新たに申込される方の預貯金通帳 ○保護者の印 ○通帳の届出印 ※市役所では、ご案内のみとなります。手続きについては、取り扱い金融機関へ直接お申し出ください。	
	□	**放課後児童健全育成事業児童異動届（保護者変更）**	―	小学生の保護者	―	○学校教育課（市民ふれあいセンター内） ☎0479-73-0094

市役所（おくやみコーナー）で行える手続き

分類	チェック	手続・項目	死亡日からの手続期限	対象者（亡くなられた方）	手続に必要なもの等	担当課
市営住宅	□	**市営住宅退去届**	明渡日の5日前までに提出が必要	市営住宅名義人	○窓口に来られる方の本人確認書類（運転免許証・個人番号カード等）	○本庁３階 都市整備課 ☎0479-73-0091
	□	**市営住宅承継入居承認申請書** ※入居継続をしない場合は不要	承継の理由となる事実の発生後30日以内に提出が必要		○窓口に来られる方の本人確認書類（運転免許証・個人番号カード等） ○死亡を証明するもの ○名義人との親族関係を明らかにする戸籍謄本等	
	□	**同居者転出（異動）届**	すみやかに	市営住宅同居者	○窓口に来られる方の本人確認書類（運転免許証・個人番号カード等）	
	□	**市営住宅駐車場明渡届** ※つばき団地駐車場を使用していた場合に限る。	明渡日の5日前までに提出が必要	市営住宅駐車場の使用許可を受けた入居者等	○窓口に来られる方の本人確認書類（運転免許証・個人番号カード等）	
その他	□	**犬の飼い主（所有者）の変更**	すみやかに	犬を飼っている方	―	○本庁１階 環境生活課 ☎0479-73-0088 ○野栄総合支所 ☎0479-67-3111
	□	**広報紙郵送に係る変更・取り止め**	―	広報紙を郵送している人	―	○本庁２階　秘書課 ☎0479-73-0080
	□	**防災行政無線（同報系）戸別受信機変更事項届出書** ※空き家となる場合は返納届出書	―	世帯主	空き家となる場合は戸別受信機本体と返納届出書を持参	○本庁２階　総務課 ☎0479-73-0084 ○野栄総合支所 ☎0479-67-3111

市役所（各担当課）で行う手続き

分類	チェック	手続・項目	死亡日からの手続期限	対象者（亡くなられた方）	手続に必要なもの等	担当課
農林	□	**農地の相続をした場合の届出書**	農地の相続登記終了後	農地の所有者	―	○本庁３階 農業委員会事務局 ☎0479-73-0090
	□	**森林の相続をした場合の届出書** （森林法第10条の7の2第1項の規定による届出書）	新たに所有者となった日から90日以内	森林の所有者	○当該土地の位置を示す地図 ○届出の原因を証明する書類 （登記事項証明書、相続分割協議の目録、登記済証等の写し）	○本庁３階 農林水産課 ☎0479-73-0089
農業者年金	□	**農業者年金死亡関係届出書**	すみやかに	農業者年金年金受給者・農業者年金被保険者	○死亡日の確認できる戸籍謄本等 ○農業者年金証書又は農業者年金被保険者証 （農業者年金証書紛失の場合は、紛失届が必要） ※そのほか未支給分等がある場合は、別途書類が必要となりますので、事前にお問い合わせください。	○本庁３階 農業委員会事務局 ☎0479-73-0090
その他	□	**市有財産賃貸借契約上の賃借人たる地位を相続した旨の届出**	遅滞なく	市有財産賃貸借契約の賃借人	○担当課にお問い合わせください。	○本庁２階　財政課 ☎0479-73-0085

市役所以外の主な手続き

分類	チェック	手続・項目	必要な手続きの内容	問い合わせ先
市役所以外の主な手続き		**次に掲げるものを契約していた。**	解約、名義変更など	それぞれの契約先
	□	**水道**		
	□	**電気**		
	□	**ガス**		
	□	**固定電話・携帯電話**		
	□	**新聞・雑誌の購読**		
	□	**ＮＨＫ受信料**		
	□	**インターネット**		
	□	**クレジットカード**		
	□	**運転免許証を持っていた。**	運転免許証の返納	匝瑳警察署　☎0479-72-0110
	□	**車を所有していた。**	廃車、名義変更など	＜軽自動車以外＞（普通車・１２５cc超のバイク） 関東運輸局 千葉運輸支局　☎050-5540-2022 ＜軽自動車＞ 軽自動車検査協会 千葉事務所　☎050-3816-3114
	□	**金融機関に預貯金や借入金があった。又は株式等を所有していた。**	口座解約など	各金融機関、各証券会社など
	□	**生命保険、損害保険等に加入していた。**	死亡保険金や入院保険金の請求など	各保険会社
	□	**不動産（土地、家屋等）を所有していた。**	土地、家屋等の相続登記	千葉地方法務局匝瑳支局 ☎0479-72-0334 ※「法定相続情報証明制度」「相続登記の義務化」などについてのお問合せもこちらへ
	□	**パスポートを持っていた。**	パスポートの返還	匝瑳市市民課　☎0479-73-0086 千葉県旅券事務所　☎043-238-5711 ※必要書類がありますので来庁前にお問合せください。
	□	**在留カード、特別永住者証明書を持っていた。**	在留カード、特別永住者証明書の返還	東京出入国在留管理局 ☎03-5796-7111 東京出入国在留管理局 千葉出張所 ☎043-242-6597
	□	**遺言書があった。**	遺言書の検認など	遺言者の最後の住所地を管轄する家庭裁判所 （千葉家庭裁判所八日市場支部 ☎0479-72-1371）
	□	**国税を納付していた。**	国税に関する手続き	銚子税務署 ☎0479-22-1571

委　任　状

匝瑳市長　　あて

代　理　人　住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（頼まれた人）　氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私は上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

〇委任事項（委任する事項に✓を付してください）

□ 《　　》の死亡に関するおくやみコーナーでの手続き

□ 《　　》の戸籍（除籍）、改製原戸籍、住民票（除票）の交付申請

□ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

この委任状を書いた日　令和＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

委　任　者　住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（頼んだ人）　氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　＊自署または記名押印

連絡先 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

戸籍証明書、住民票、税に関する証明書を代理人が請求する場合、委任状が必要となります。
この委任状はコピーした上で、下線部について、すべて委任者の自筆で記入してください。
代理人の顔写真付き本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）をお持ちください。

※委任状の作成日から３か月以内に窓口にお越しください。